

太田市の憲法ができました！！

太田市まちづくり基本条例

太田市まちづくり基本条例前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によって育はぐまれてきました。各地に人権意識の高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。



太田市まちづくり基本条例は、平成17年12月市議会で可決され、平成18年4月1日より施行されます。

担当課：太田市企画部企画課

TEL：0276-47-1809

FAX：0276-47-1885

E-mail:005200@mx.city.ota.gunma.jp

まちづくり基本条例とは？

まちづくり基本条例とは、誰もが住みたい、住んで良かったと思えるような、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、基本となるルールを定めたものです。まちづくりの基本原則や行政運営のルール、市民参加のあり方や協働の仕組みなどで構成されています。平成12年の地方分権改革以降、全国の自治体で制定に向けた取り組みが広がっています。



なぜ今、まちづくり基本条例を制定するの？

地方分権の推進により、国と地方は対等の関係であるとされました。つまり、地方自治体は、自己決定と自己責任に基づくまちづくりを行わなければなりません。さらに、少子高齢化や国際化、情報化の進展や時代潮流を背景に、市民生活や行政を取り巻く環境は大きく変化するとともに、地震の頻発やアスベスト被害により、市民の防災、環境に対する意識は高まっています。

このように、高度・多様化した市民ニーズに応えていくためには、市民と市議会、行政が情報を共有し、それぞれが役割を担い、共に考え、協力し合いながら解決していくことが必要になっています。そのために、市民・市議会・行政の役割やまちづくりの仕組みなどを明らかにし、条例で分かりやすく定めておく必要があります。

条例はどうやってつくられたの？

平成17年1月に、学識経験者1名、一般公募委員25名で構成された「新市のまちづくり基本条例検討会」が発足しました。委員の皆様には熱心に条例案づくりに取り組んでいただき、約10ヶ月間で34回の会議が行われ、10月12日にまちづくり基本条例検討会素案(答申書)が提出されました。

検討会の皆さんには大変お世話になりました。その後、これをもとに改めて行政内部で検討を行い、12月議会にて審議いただき、「まちづくり基本条例」が出来上がりました。



条例ができるとどうなるの？

まちづくりのルール(規範)である市民・市議会・行政の役割、市政運営の原則などを条例として明らかにすることにより、市民はより主体的に考えて行動することができるようになると考えられます。

したがって、市民による自治が構築されるとともに、市民の皆さんが市政に参画するための仕組みが整備され、市民の皆さんの意向を適切に反映した開かれた市政運営が推進されます。



太田市まちづくり基本条例

総則について

第1条 目的

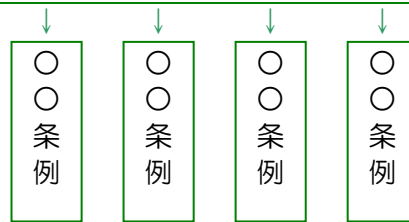
この条例は、太田市の将来に夢と希望のもてるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会および行政が協働することにより安心して生活できる環境と豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とします。

第2条 条例の最高規範性

- 1 この条例は、太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃ならびに法令、条例、規則等の解釈および運用にあたっては、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図ります。
- 2 市の執行機関は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。

最高規範のイメージ

太田市まちづくり基本条例



第3条 (1)市民とは？

市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。

参画



第3条 (2)市の執行機関とは？

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者および消防長をいいます。

第3条 (3)「参画」とは？

市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。



第3条 (4)「協働」とは？

市民、市議会および市の執行機関が、それぞれの役割および責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

第4条 基本原則

わたしたちの自治は、市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1)市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参加することが保障されなければなりません。
- (2)市の執行機関および市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。
- (3)市民、市議会および市の執行機関は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。
- (4)市の執行機関および市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。
- (5)市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性および能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。
- (6)市および市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

基本原則について

市民について



第5条 情報への権利

市民は、市の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

第9条 参画と協働

- 1 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有します。
- 2 市民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、参画と協働によるまちづくりに向けて、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

第10条 参画への保障

- 1 市民は、まちづくりに関する重要な施策の計画、実施および評価の各段階に参画することができます。

第20条 評価の実施

- 3 市民は、市の執行機関が行っている政策、事業および業務に対し評価することができます。

第22条 コミュニティの役割

- 1 市民は、暮らしやすく心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織および集団（以下「コミュニティ」といいます。）を、自治の担い手であることを認識し、守り育てるよう努めます。

第27条 安全安心の環境整備と防犯活動

- 2 市民は、相互に協力して安全で安心して暮らせるまちづくり活動を推進するように努めます。

第28条 危機管理

- 2 市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います。

第29条 子育てと子どもにやさしいまちづくり

- 2 市民は、地域で一体となり、未来を担う子どもたちを育てます。

第30条 青少年に対する環境整備と育成

- 2 市民は、青少年に対する環境整備と育成の施策に協力するとともに、青少年が積極的に社会活動に参加できるように努めます。

第32条 環境と共生するまちづくり

- 2 市民は、日常生活や社会活動などで自然環境に配慮した暮らしを心がけます。

第13条 財政状況の公表

市長は、市の財政（負債状況を含みます。）に関する資料を作成して公表することにより、市の財政状況を的確かつわかりやすく市民に伝えなければなりません。

第15条 予算の編成と執行

市長は、予算の編成および執行にあたっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

第16条 予算の説明責任

市長は、予算の編成にあたって、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

第17条 決算内容の説明責任

市長は、決算にかかわる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類の内容について、市民が具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

市長について



第18条 財産の管理

市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理および効果的な運用を図らなければなりません。

第19条 財政改革のための委員会

市長は、次の世代に大きな負担を残さないために、市民または市議会の要望を受けて、市民（学識経験者を含みます。）、市議会および行政の各分野からなる、財政改革のための委員会を設置することができます。

第21条 住民投票

- 1 市長は、市政にかかわる重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。
- 2 市長は、より多くの市民が発議できる住民投票の制度を定めます。
- 3 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
- 4 市長は、住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めます。

第24条 市長の役割と責務

市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に職務にあたり、市民の信託に^{こた}え、この条例に基づいてまちづくりを進めます。

第7条 情報の収集および管理

市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

第8条 個人情報の保護

市は、個人の権利および利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

第10条 参画への保障

2 市の執行機関は、市民の意見がまちづくりに反映され、参画する機会が保障されるよう、市民の意見を踏まえ多様な参画制度を整備しなければなりません。

第11条 協働

市の執行機関は、市民のまちづくりにおける役割を重視し、市民および市議会との協働によるまちづくりを行います。

第12条 意見公募

- 1 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見および提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。
- 2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。
- 3 市の執行機関は、市民から提示された意見および提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

第14条 財政に係る中長期計画の策定

- 1 市は、総合計画の策定にあたり、中長期的な歳入予測および歳出計画を立て、次の世代に大きな負担を残さない財政健全化の方針を維持しなければなりません。
- 2 総合計画の立案および見直しは、参画と協働の市政運営で定められた市民の参画の下で行われなければなりません。
- 3 総合計画の見直しは、適切な時期に最も適切な方法で実施します。

第20条 評価の実施

- 1 市の執行機関は、主要な事業について事前および事後に評価し、その結果を公表します。
- 2 前項の評価の方法は、評価基準を定めるなど常に最もふさわしい方法で行うよう改善していきます。
- 4 市の執行機関は、前項の評価を政策に反映するように努めます。

第25条 行政の役割と責務

- 1 市の執行機関は、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。
- 2 市の執行機関の職員は、まちづくりの専門家として、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に努めるとともに、全体の奉仕者としてこれに必要な知識、技能等の向上に努めます。

第27条 安全安心の環境整備と防犯活動

- 1 市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、県および市民と連携し、犯罪の温床となるような地域を作らないよう環境整備を行い、また、市民の要望に応じて防犯活動の推進に積極的に努めます。

第28条 危機管理

- 1 市は、災害等に際して市民の身体、生命および財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携および相互支援によって、総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めます。

第29条 子育てと子どもにやさしいまちづくり

- 1 市は、子育てに社会が共同で参画し、安心して出産や子育てができる環境整備を進め、すべての子どもたちが、良い環境のもとで、健やかに成長できるように努めます。

第30条 青少年に対する環境整備と育成

- 1 市は、青少年をとりまく環境の整備に努め、支援団体等の活動に対し支援します。

第31条 高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり

- 1 市は、高齢者や障がい者が生きがいをもち、安らかに暮らせる地域社会をめざします。
- 2 市は、ボランティアをはじめとする地域福祉を支える市民の取り組みを積極的に支援します。

第32条 環境と共生するまちづくり

- 1 市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐために市民、企業等と協働して必要な施策を講じます。

第33条 活力ある豊かなまちづくり

- 1 市は、市民の協力を得て、市民生活の基盤である地域企業、地場産業や地域に根ざす利便性の高い商業の発展を含め産業振興に必要な施策を講じます。
- 2 市は、市民の協力を得て、地域農業振興のため地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費することをいいます。）の奨励を含め必要な施策を講じます。

第34条 近隣市町村との連携と交流

- 市は、広域的な課題の解決を図るため、積極的に近隣市町村と連携し、情報共有と交流を進めるとともに、市民サービスの向上を図り、地域全体の発展に努めます。

第35条 国および県との連携

市は、国および県との共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力して連携に努めます。

第36条 国際交流と連携

市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携および交流を推進するとともに、市民による公共的な国際活動などを支援します。

第37条 条例の見直しと検討

- 1 市は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。
- 2 市は、この条例施行後4年を超えない期間ごとに、市民主体の検討組織を設け、この条例が太田市にふさわしいものであり続けているかどうかを含め、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講じます。

市議会について

第26条 議会の役割と責務

- 1 市議会は、市の議決機関として、また、市政運営を監視することを通じて、公平および公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。
- 2 市議会議員は、政策の提案および立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に^{こた}え、全市民のために誠実に職務を行います。



市の執行機関、市議会、市民について



第6条 説明責任

市の執行機関および市議会は、市の仕事の企画立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。

第22条 コミュニティの役割

- 2 市の執行機関および市議会は、コミュニティ活動の自主性および自立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援を行います。

第23条 住民自治組織

市および市民は、住民相互の信頼と親睦^{しんぼく}を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し支援するよう努めます。

附 則

平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町および藪塚本町が新しい太田市として一つの自治体になったことを契機として制定されたこの条例は、平成18年4月1日から施行します。